

投てき場の利用について

令和4年4月1日より、競技中の事故防止のため、投てき場の利用ルールを下記のとおり変更いたします。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 利用ルール

- ① 陸上競技投てき種目とアーチェリー競技の同時利用は不可とする。
各競技で利用可能な曜日及び時間を割り当てる。(資料1「令和4年度投てき場利用割り当て表」参照)
- ② 割り当てられた競技の利用者がいない場合は、他方の競技の利用を可能とする。
ただし、割り当てられた競技の利用が入った場合は、速やかに撤収すること。
- ③ 利用時は、一般の公園利用者が誤って投てき場に入らないよう、入口扉を閉めて利用すること。
- ④ 利用する際は、必ず事前に代表者(責任者)が陸上競技場窓口で受け付けを行うこと。

2 投てき場の施設利用料

【一般利用】 無料

【専用利用】 学生等 500円/時間

一般人 700円/時間

(資料2「鳥取県立布勢総合運動公園料金表」参照)

3 設備利用料

設備利用については、専用利用及び一般利用に関わらず、利用料を徴収いたします。
(資料2「鳥取県立布勢総合運動公園料金表」参照)

【アーチェリー的一式】 1台1回300円(的台、畳)

※ 的紙はご持参ください。

【投てき器具】 1式1回各300円(砲丸、円盤、ハンマー、ヤリ)

4 アーチェリーの利用条件

アーチェリーで利用する場合、以下のいずれかに該当することを利用条件とします。

- ① 全日本アーチェリー連盟の登録者で会員証を所持している者。
- ② 全日本アーチェリー連盟のスターバッジを所持している者。
- ③ 上記の会員証またはバッジを所持している者が同伴していること。

※ 陸上競技場窓口で上記の確認ができない場合は利用をお断りいたします。